

武雄市未来を描く20周年市民アイデア応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市制施行20周年の節目に、地域の魅力を再発見し、このまちを築いてきた先人の努力と思いへの感謝とともに、これまでの歩みを未来へつなげ、新しい一歩を踏み出す機会とするため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体、グループ又は企業等とする。

- (1) 構成員が5人以上であること。
- (2) 代表者は、市内に居住又は通勤若しくは通学する者であること。
- (3) 構成員の5分の4以上が市内に居住又は通勤若しくは通学する者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としないこと。

(暴力団の排除)

第3条 前条の規定にかかわらず、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 補助対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が実施する事業で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市制施行20周年の記念事業として、当該補助対象者が自主的に取り組む事業。ただし、既存事業の場合は、拡充部分を対象とする。
- (2) 令和8年3月1日から令和9年3月31日までに実施及び完了する事業

(3) 市内で実施する事業

(4) 市長が別に定める補助金募集取扱要領に基づき、採択された事業
(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 第4条第4号の補助金募集取扱要領に基づき、補助事業の採択決定通知を受け、補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、武雄市未来を描く20周年市民アイデア応援事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、規則第6条に規定する補助金等決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各配分額の30パーセント以内の流用増減であって、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を変更又は中止する場合には、武雄市未来を描く20周年市民アイデア応援事業費補助金変更(中止)承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けること。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、武雄市未来を描く20周年市民アイデア応援事業費補助金実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額	備考
補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、他の関係団体から補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を補助対象経費から差し引くものとする。 (1) 報償費 (2) 交通費及び宿泊費に係る旅費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 役務費 (6) 委託費 (7) 使用料及び賃借料 (8) その他補助事業実施に必要な経費で市長が適当と認めるもの	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一般枠 補助対象経費の4分の3以内の額。ただし、40万円を上限とする。 (2) 特別枠 補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、20万円を上限とする。 ※ 特別枠の対象は、概ね25歳未満の構成員で構成される団体とする。 ※ 補助事業の実施に伴い、収入がある場合は、補助対象経費から差し引いて算出する。 ※ 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。	同一の補助対象者に対する補助金の交付回数は、1回限りとする。